県様式第５

誓　約　書

　許可申請者、役員及び使用人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第６２条第１項第２号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

|  |
| --- |
|  ○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第６２条第１項第２号イからヌ抜粋 　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 　ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 　ハ　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「自動車リサイクル法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化漕法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しく法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 　ニ 自動車リサイクル法第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化漕法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） 　ホ　その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 　ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） 　ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの 　チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの 　リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの 　ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの |

 　　　　 　　　　年　　月　　日

 申請者

 氏名

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　様